

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2018年11月21日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード
1	【5号機ディーゼル発電機(B)過給機タービン翼の不具合について】 5号機ディーゼル発電機(B)過給機タービン翼の止め金具に変形を確認。 今後、修理・交換を実施予定。	G III
2	【5号機ディーゼル発電機(B)シリンダー排気弁の不具合について】 5号機ディーゼル発電機(B)シリンダー排気弁のシート面に摩耗を確認。 今後、修理・交換を実施予定。	G III
3	【陸側凍土遮水壁の冷媒漏れについて】 陸側凍土遮水壁において、冷媒の漏れを確認。 漏えい箇所の補修を実施予定。	G III
4	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における内周切断装置のチップソーの停止について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、内周切断装置のチップソーが停止。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
5	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における内周切断装置の近接センサー故障について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、内周切断装置の近接センサーが故障。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
6	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における通信障害の発生について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、通信障害が発生。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
7	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における6軸アーム制御ボックス収納箱内の水滴について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、6軸アーム制御ボックス収納箱内に水滴を確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
8	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における6軸アーム停止について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、6軸アームが停止。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
9	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における外周切断装置のチップソー刃の摩耗について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、外周切断装置のチップソー刃の摩耗が、想定より早いことを確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
10	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における内周切断装置の荷重値の非表示について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、内周切断装置のクランプの一部において、荷重値が表示されないことを確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
11	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における斜材切断装置の荷重値の非表示について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、斜材切断装置のクランプの一部において、荷重値が表示されないことを確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
12	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における支柱切断装置のカメラの映像停止について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、支柱切断装置に設置しているカメラ1台の映像停止を確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
13	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における内周切断装置のチップソーの起動不能について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、内周切断装置のチップソーが起動不能を確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
14	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における鉄塔解体装置と架台の接触について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、鉄塔解体装置が架台に接触し装置が破損。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
15	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における内周切断装置のチップソーの押し切りで、切断面にずれを確認】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、内周切断装置のチップソーによる押し切りで、切断面にずれを確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III
16	【1, 2号機排気筒解体工事の実証試験における内周切断装置の切断による切り離し時の不具合について】 発電所構外で実施中の排気筒解体実証試験において、内周切断装置の切断による切り離しが出来ないことを確認。 なお、この実証試験は解体工事に使用する機材の性能確認のために行っているものである。	G III